

事務事業分析シート（平成30年度）										No1																								
事務事業コード	08-01-15				戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事																									
事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム建設費補助				部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野																										
					担当者名	増田	内線	2618																										
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-07-01		区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費																															
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																											
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		7年度と10年度		根拠	区外法人立特養建設助成の実施方法																												
終期設定	☒ 有 ☐ 無		27年度と29年度		法令等	区外法人立特養整備費補助要綱																												
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画																										
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市																																
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																																
	施策	05 高齢者の住まいの確保																																
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。																																	
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人																																	
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 <第1回協定締結分>支払期間平成7～27年度、6法人6施設30床 補助総額 182,460,000円 ※27年度をもって分割補助は終了。ベット数は引続き確保するよう依頼している。 <第2回協定締結分>支払期間平成10～29年度 6法人6施設33床 補助総額 168,108,000円 29年度補助額 6,905,000円 ※29年度をもって分割補助は終了。ベット数は引続き確保するよう依頼している。																																	
経過	<第1回協定締結分> <table border="0"> <tr> <td>①第二徳寿園（浄栄会）</td> <td>5床</td> <td>②ひらお苑（平尾会）</td> <td>5床</td> </tr> <tr> <td>③日の出ホーム（芳洋会）</td> <td>5床</td> <td>④草花苑（溪流会）</td> <td>5床</td> </tr> <tr> <td>⑤杜の園（七日会）</td> <td>5床</td> <td>⑥みずほ園（常盤会）</td> <td>5床</td> </tr> </table> <第2回協定締結分> <table border="0"> <tr> <td>①すずうらホーム（清遊の家）</td> <td>3床</td> <td>②良友園（瑞仁会）</td> <td>8床</td> </tr> <tr> <td>③神明園（亀鶴会）</td> <td>5床</td> <td>④福楽園（豊生会）</td> <td>7床</td> </tr> <tr> <td>⑤越谷なごみの郷（エibel福祉会）</td> <td>5床</td> <td>⑥愛全園（同胞互助会）</td> <td>5床</td> </tr> </table> ※越谷なごみの郷（エibel福祉会）は平成25～29年度の補助金を辞退										①第二徳寿園（浄栄会）	5床	②ひらお苑（平尾会）	5床	③日の出ホーム（芳洋会）	5床	④草花苑（溪流会）	5床	⑤杜の園（七日会）	5床	⑥みずほ園（常盤会）	5床	①すずうらホーム（清遊の家）	3床	②良友園（瑞仁会）	8床	③神明園（亀鶴会）	5床	④福楽園（豊生会）	7床	⑤越谷なごみの郷（エibel福祉会）	5床	⑥愛全園（同胞互助会）	5床
①第二徳寿園（浄栄会）	5床	②ひらお苑（平尾会）	5床																															
③日の出ホーム（芳洋会）	5床	④草花苑（溪流会）	5床																															
⑤杜の園（七日会）	5床	⑥みずほ園（常盤会）	5床																															
①すずうらホーム（清遊の家）	3床	②良友園（瑞仁会）	8床																															
③神明園（亀鶴会）	5床	④福楽園（豊生会）	7床																															
⑤越谷なごみの郷（エibel福祉会）	5床	⑥愛全園（同胞互助会）	5床																															
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。																																	
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） <第1回協定締結分>20年間の分割補助。平成27年度をもって終了。 <第2回協定締結分>20年間の分割補助。平成29年度をもって終了。																																	
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																											
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）																												
	① 区外特養新規入所者数（人）	14	10	16	10	10																												
	② 区外特養待機者数（人）	37	14	12	20	20																												
③																																		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																																
30年度	31年度																																	
休止・完了	休止・完了	平成29年度をもって、区外法人特別養護老人ホーム建設費補助金の支払期間が満了したため、「休止・完了」とする。																																

[illegible]

備考	その他の行政費用は、施設整備費の補助金であり、20年間の分割払いである。
問題点・課題	○ 本事業の、補助金の執行に関しては、平成29年度をもって終了した。建設当初に各施設と協定を結んだ区民の入所枠については、変わりなく継続するものであり、引き続き各施設の運営法人と良好な関係を築き、入所者が安心して暮らせる環境を維持していく必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	入所者が安心して暮らせるよう、 法人との良好な関係を継続できるよ う努める。	各法人とは入所調整を行っている高 齢者福祉課が、緊密に連絡を取り あっており、良好に関係を築いてい る。	区民入所枠を引き続き確保してい く。
②			
③			

況の 実	
況議 (会 要質 問 状)	

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード	08-01-16			戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事	
事務事業名	養護老人ホーム建設費助成			部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
				担当者名	増田	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-10-01		養護老人ホーム建設助成費						
事務事業の種類	○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成		13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱				
終期設定	●有 ○無		32年度	法令等					
実施基準	○法令基準内		○都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	05	高齢者の住まいの確保						
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。								
対象者等	<助成対象> 荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会 <入所対象者>概ね65歳以上で身寄りがいないか又はあっても家庭の事情で十分な養護を受けられない方、かつ身の回りのことを自分でできる低所得の高齢者。区で入所手続きを行う。								
内容	養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床－荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 <施設概要>（施設名称）養護老人ホーム千寿苑 （住所）荒川区南千住3－5－13（敷地面積）725.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡ （構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床 （荒川区枠11床＋地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月 <補助金額>（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円 （補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）								
経過	平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。 平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。 平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。								
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。								
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 平成13年度 一時金 5,680千円＋ 年賦金1,366千円＝7,046千円 平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年＝25,954千円 合計 33,000千円								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移			指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度			30年度見込み
	① 入居者延べ人数	19	13	28	20	20			
	②								
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
継続		継続		必要性は高く、支払完了となる平成32年度まで補助を継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
決算額（30年度は見込み）		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	確保ベッド数（荒川区分措置者数(人)）	17	17	17	17	17	17	17

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	平成13～32年度	1,366	負担金補助等	平成13～32年度	1,366	負担金補助等	平成13～32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20	
	136,600,000×2/10÷20			136,600,000×2/10÷20			136,600,000×2/10÷20	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	277	287	10	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	92	30	▲ 62		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,735	▲ 1,683	52
		その他行政費用	1,366	1,366	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	1,735	1,683	▲ 52		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,735	▲ 1,683	52
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,735	▲ 1,683	52		

借	その他の行政費用は、施設整備費の補助金であり、20年間の分割払いである。
---	--------------------------------------

備考	
問題点・課題	○ 入所を所管する高齢者福祉課と細やかな連携を図る。 ○ 福祉避難所としての運営について施設と協力を行っていく。 ○ 身体状況から特別養護老人ホームへの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。 ○ 施設の老朽化に伴う修繕計画等の情報の共有化を図り、施設の状態を把握する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	建設から15年が経過しており、計画的な修繕等について法人と連携を図る。	施設の状況を確認するなどの、情報交換を行った。	入所者が安心して生活ができるよう、法人と連携を図りながら支援を行っていく。
②	福祉避難所として必要な物品等の配備を計画的に行うとともに運営方法について情報共有を図る。	福祉避難所の災害備蓄用消耗品の入替を実施。	福祉避難所の速やかな開設等ができるよう、マニュアルに従った自主的な訓練が実施できるよう支援を行っていく。
③			

他 施 区 の 状 況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)					
	台東区 (養護老人ホーム千寿苑に建設補助を行っている区)					

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（平成30年度）										No1												
事務事業コード		08-01-17		戦略プラン		○協働 ●業務 ○財務 ○人事																
事務事業名		区立特別養護老人ホーム経営支援補助		部課名		福祉部福祉推進課		課長名		吉野												
		補助		担当者名		増田		内線		2618												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-08-01		区立特別養護老人ホーム経営支援補助																		
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業																
開始年度		○昭和 ●平成		20年度		根拠		荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金														
終期設定		○有 ●無		年度		法令等		交付要綱														
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画																
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市																
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																
		施策		05		高齢者の住まいの確保																
目的		区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。																				
対象者等		区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）																				
内容		1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用） (1) 基本分 327,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円 ※23年度から毎年327,000円程度を減額 27年度1,637,000円 28年度1,310,000円 29年度 655,000円 30年度327,000円（予定） (2) 施設振興費 @2,700×入所定員×12か月 ※29年度は1/2減額 30年度から全額廃止 (3) 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月 (4) 補助率 1/2 2 交付額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度決算額</th> <th>30年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) グリーンハイム荒川</td> <td>1,137,000円</td> <td>327,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) サンハイム荒川</td> <td>7,321,000円</td> <td>6,867,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 花の木ハイム荒川</td> <td>7,272,000円</td> <td>6,867,000円</td> </tr> </tbody> </table>										29年度決算額	30年度予算額	(1) グリーンハイム荒川	1,137,000円	327,000円	(2) サンハイム荒川	7,321,000円	6,867,000円	(3) 花の木ハイム荒川	7,272,000円	6,867,000円
	29年度決算額	30年度予算額																				
(1) グリーンハイム荒川	1,137,000円	327,000円																				
(2) サンハイム荒川	7,321,000円	6,867,000円																				
(3) 花の木ハイム荒川	7,272,000円	6,867,000円																				
経過		14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 19年度 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営 20年度から 東京都が民設民営の特別養護老人ホームを対象に実施している補助制度を準用し、区立特別養護老人ホームに経営支援補助を開始 29年度から 東京都要綱の施設振興費は、施設建設費資金借入金に対する返済の負担軽減を図る目的としているため、本要綱の補助対象経費項目を精査した結果、「施設振興費」を補助対象外とする。29年度は激減緩和措置のため1/2減額とする。 30年度から 補助対象経費項目の「施設振興費」を全額廃止																				
必要性		介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。																				
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。																				
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明														
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)															
	① 補助施設		3	3	3	3	3	補助施設実績														
	②																					
	③																					
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																			
30年度		31年度																				
継続		継続		特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇など課題が多い。区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、平成20年度から準用している東京都の補助制度を活用し、今後も補助を継続する。																		

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		20,347	19,855	19,363	18,871	18,382	15,730	14,061
決算額（30年度は見込み）		20,347	19,855	19,363	18,871	18,382	15,730	14,061
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	補助対象施設数（施設）	3	3	3	3	3	3	3

[illegible]

(単位：千円)								
	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	277	287	10	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	18,382	15,730	▲ 2,652	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	92	30	▲ 62	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,751	▲ 16,047	2,704
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	18,751	16,047	▲ 2,704	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,751	▲ 16,047	2,704
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,751	▲ 16,047	2,704

平成29年度：補助費等は、経営支援補助金額であり、補助対象経費（基本分）において減額となる見直しがあったため、昨年対比減となる。

○ 効率的な施設運営等を目的として利用料金制で運営を行う指定管理者制度を導入しており、各施設の利用状況等を踏まえ、区立施設として安定的な経営を行っていくことが課題である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は、区の経営支援補助金額も見直す。	当該年度の東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額にならない、区の経営支援補助金額を見直した。	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は、区の経営支援補助金額も見直す。
②	施設振興費を補助経費対象外とする。ただし29年度は激減緩和措置として、1/2減額とする。	施設振興費を補助経費対象外とし、29年度は激減緩和措置として、1/2減額補助とした。	施設振興費を補助対象外とし、30年度からは全額廃止予定である。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	本区は利用料金制であり、指定管理料や委託料を支出していない。他区においては指定管理料や委託料を支出している区もあり、区立施設の安定的な運営を担保している。			

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-01-18		戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事	
事務事業名	特別養護老人ホームおまひ荘七高 齢者通所サービスセンター(SC)管 理運営費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	吉野		
			担当者名	増田	内線	2618		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	家族介護支援事業費（福祉推進課）						
	01-11-01	事業費						
	01-11-02	運営費						
事務事業の種類	○新規事業（○30年度 ○29年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業							
開始年度	○昭和 ●平成		6年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護			
終期設定	○有 ●無		年度	法令等	老人ホーム条例			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 (SC)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。							
対象者等	・(特養・SC)介護保険法で定める利用基準に該当する者 ・(特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ・(特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者							
内容	①(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 ②(特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事 ③(特養)診療の補助、看護、保健衛生に関する事 ④(特養・SC)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 ⑤(特養・SC)身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 ⑥(特養・SC)健康管理に関する事 ⑦(特養・SC)趣味・いきがい活動に関する事 ⑧(SC)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 ⑨(SC)送迎・入浴サービスの提供に関する事 ⑩(SC)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事							
経過	①全ての施設とも、開業時から運営の社会福祉法人へ委託。 ②12年度から、デイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 ③15年度から、介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 ④16年度から、特養とSC併設の3施設(グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム)は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 ⑤18年度から、SC単独の6施設(町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里)は指定管理者方式を導入した。 ⑥19年度から、特養とSC併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。 ⑦28年度に特養とSC併設の3施設の指定管理者公募選定を実施。 ⑧29年度から、サンハイムは、指定管理者が変更。							
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) (区委託事項) 防災備蓄、建築物等定期点検等、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホール管理費。							
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)
標	①	区立特養利用率(%)	94.7	93.2	94.6	95.0	95.0	
	②	区立デイサービス(一般)利用率(%)	77.9	73.0	71.9	75.0	75.0	
	③	区立デイサービス(認知)利用率(%)	27.6	25.9	32.4	30.0	50.0	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度						
継続		継続	施設・設備の老朽化が進んでおり、大規模修繕を順次、計画的に進めていく。					

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員会報酬	267	報償費	委員会報酬	67	報償費	委員会報酬	790
需用費	委員会賄い費等	242	需用費	委員会賄い費等	2	役務費	公有地賃借料の不動産鑑定料	200
委託料	区委託事業（介護会計分）	1,051	委託料	区委託事業（介護会計分）	1,029	委託料	区委託事業（介護会計分含む）	22,204
委託料	区委託事業	17,151	委託料	区委託事業	20,814	使用料及び賃借料	A E Dリース料	162
工事請負費	グリーンバハマースクール改修等	51,785	工事請負費	花の木バハマースクール改修等	18,744	工事請負費	西尾久西部トイレリニューアル改修等	34,988
備品購入費	洗濯機・特殊浴槽等	12,165	備品購入費	食器消毒保管庫・入浴リフト	5,784	備品購入費	洗濯機・特殊浴槽等	7,230
その他	南千住中部防災センター一部負担金等	712	その他	南千住中部防災センター一部負担金等	995	その他	南千住中部防災センター一部負担金等	1,101

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	8,778	9,576	798	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	22,036	22,546	510		国庫支出金	934	519	▲ 415
		維持補修費	724	0	▲ 724		都支出金	223	259	36
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	971	815	▲ 156		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	264,072	264,313	241		その他	248	132,513	132,265
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,405	133,291	131,886
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,903	999	▲ 1,904	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 298,079	▲ 164,958	133,121	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲ 4,717	▲ 2,839	1,878	
		行政費用合計(b)	299,484	298,249	▲ 1,235			通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 302,796	▲ 167,797
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	77,493	77,493			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	77,493	77,493	当期収支差額(e)+(h)	▲ 302,796	▲ 90,304	212,492			

問題点・課題	○ 民間デイサービスとの競合により、区立サービスの利用率が伸び悩んでおり、利用率向上策を講じていく必要がある。 ○ 福祉避難所の整備については、特別養護老人ホーム・在宅高齢者通所サービスセンターと連携しながら進めていく。 ○ 施設の老朽化に伴い、今後、区立施設の大規模改修が必要となってくる。大規模改修を計画的に実施できるよう、その実施方法等について検討していく必要がある。
--------	---

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	-------------------------	--------------------------	---------------------------

他 施 状 況	他 区 の 実 施	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
		実施の12区（区立の特別養護老人ホームを有する区） （千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、北区、板橋区）

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-01-21			戦略プラン		●協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		都市型軽費老人ホーム整備促進事業			部課名		福祉部福祉推進課		課長名 吉野	
					担当者名		西田		内線 2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-20-01		都市型軽費老人ホーム整備促進事業						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成 22年度			根拠		老人福祉法			
終期設定		○有 ●無 年度			法令等					
実施基準		●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。								
対象者等		荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者を対象とし、区は都及び国の補助金（10／10）を活用し、施設を整備する事業者もしくはオーナーに整備費を補助する。								
内容		① 入所対象者 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な、60歳以上の高齢者。（詳細基準は指針に定める） ② 施設概要 定員20人以下。 個室面積 7.43㎡以上。 必須設備 食堂、浴室等。 人員配置 施設長、相談員（兼務可）。 ③ 利用料金 月12万円程度（生活保護受給者が利用可能な程度）。 ④ 設置可能地域 23区、武蔵野市、三鷹市の一部。 ⑤ 整備費補助額 創設型 4,000千円×定員数 改修型 2,800千円×定員数								
経過		① 平成22年4月 厚生労働省省令改正により都市型軽費老人ホームが設置可能となる。 ② 平成22年6月 従来の国の補助に加え、都の整備費補助制度が開始。 ③ 平成22年11月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 ④ 平成29年7月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 （区の整備実績） 平成23年度 「ほくと西尾久虹の家」（定員9人）を開設。 平成24年度 「くつろぎの家」（定員10人）、「ケアハウス町屋」（定員20人）を開設。 平成25年度 「はなまるハウス南千住」（定員20人）、「ケアハウス西尾久」（定員20人）開設。								
必要性		低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる施設整備の必要性は高い。								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 施設の建設及び運営は民間事業者等が行う。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		① 施設数	5	5	5	5		6		
		② 定員数	79	79	79	79		99		
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心、安全に暮らし続けることが出来るよう、入所施設の整備を推進していく。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額								－	80,000
決算額（30年度は見込み）								－	80,000
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	施設数		3	5	5	5	5	5	5
	定員数（人）		39	79	79	79	79	79	79
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
						負担金	建設事業補助金	8,000	

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費			0	行政収入	地方税			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		0			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0		
特別費用(g)					特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0	0		

借 新規シートのため、財務諸表が空欄となっている。

問題	① 地域の特徴や高齢者人口の動向、必要な整備数などを考慮して、バランスのとれた整備がなされるよう配慮する必要がある。
----	--

② 当該施設は、見守りを必要とする高齢者が入居するが、一方で介護施設ではないため、ある程度の自立性が求められる。入居者の身体状況が重度化した際に住みつづけることは困難であり、速やかに適切な介護施設への入居へ繋げられるシステムの構築が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	高齢者人口の動向等を注視し、現 行施設の利用状況等も考慮した上 で、今後の整備を計画していく必要 がある。	高齢者人口の動向等を注視し、現 行施設の利用状況等も考慮した上 で、平成30年度以降について、当 面1施設の整備を計画することとし た。	計画されている1施設につい て、平成31年度の開設を目指し 整備を進めていく。
②	当該施設は、その補助制度や利用 料金から、高い利用率の維持が安定 的運営に必須であり、区として必要 に応じ支援する必要がある。	平成29年度時点において、既存 の5施設は、いずれも高い利用率を 維持している。	新規設置される施設を含め、利 用率等を注視し、高齢者福祉課と 連携の上、必要な支援（広報等） を実施していく。
③			
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 未実施区 港区・文京区・台東区・品川区・葛飾区・中央区		
議 会 質 問 状 況			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-03-05			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		民間賃貸住宅活用事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名 堀	
					担当者名		荻原		内線 2678	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-12		民間賃貸住宅活用事業費						
		--								
		--								
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成 19年度			根拠		荒川区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業要綱			
終期設定		○有 ●無 年度			法令等		荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分		●計画 ○非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、更に住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図る。								
対象者等		区内に1年以上居住している高齢者のみの世帯（家賃助成は2年以上居住している70歳以上の単身世帯又は70歳以上の世帯主と高齢者のみの世帯、昭和56年以前の住居または立ち退きを求められている方）で条件に該当した場合に保証料及び家賃等の差額を助成する。（所得制限有）								
内容		【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】 ○転居先入居支援 ○債務保証料助成 ・保証会社を利用した場合の保証料（初回保証料は月額家賃の50%、更新料は10,000円） 【高齢者住み替え家賃等助成事業】 ○家賃助成（転居前家賃と転居後家賃の差額で月額40,000円を限度） ○転居一時金（・礼金、権利金：家賃助成額の2月分 ・仲介手数料：家賃助成額の1月分） ○転居費用（40,000円を限度） ○契約更新料（賃貸借契約の更新時に家賃助成額の1月分） 【高齢者住宅契約貸主助成事業】 ○貸主が加入する補償保険料助成（年度ごとに一戸当たり15,000円を限度とし、最長4年まで）								
経過		【高齢者民間賃貸住宅入居支援事業】平成19年10月1日 事業開始 平成28年2月1日 賃貸保証機構との協定により「緊急連絡先」「転居」要件廃止、新たに物件探し支援開始 【高齢者住み替え家賃等助成事業】平成21年5月1日 事業開始 （平成3年4月～19年3月 いわゆる地上げによる立ち退きで住宅に困窮する高齢者に援助策を実施） 平成22年9月1日 対象者を75歳以上の世帯から70歳以上の世帯とその配偶者若しくは兄弟姉妹とした。 【高齢者住宅契約貸主助成事業】平成28年8月1日 事業開始 ※平成30年度予算事業の組替により、事務事業分析シート「高齢者住み替え家賃等助成事業」「高齢者民間住宅入居支援事業」「高齢者住宅契約貸主助成事業」を統合。								
必要性		高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高く、経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅に居住するためには支援が必要である。								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 窓口で相談シートの記入を依頼し、協定先の賃貸保証機構と物件探しを行う。その際に保証会社を利用した補助対象世帯の保証料を助成し、住み替え家賃等の対象世帯に家賃助成を実施する。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	民間賃貸住宅入居支援補助件数（件）	4	7	10	14	20	各年度3月末現在		
	②	住み替え家賃等助成件数（件）	16	21	20	24	30	各年度3月末現在		
③	物件探し相談件数（件）	6	28	32	35	50	各年度3月末現在			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
推進		継続		高齢者の住環境の向上と居住空間の確保のため引き続き実施する。						

実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	民間賃貸住宅入居支援事業	0	68	41	106	208	284	300
	住み替え家賃等助成事業	3342	3891	4785	5768	6253	7218	9532
	住宅契約貸主助成事業	-	-	-	-	2000	150	90

[illegible]

		勘定科目	28年度	29年度	差額			勘定科目	28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	2,489	1,456	▲ 1,033	行政収入	地方税	0	0	0	
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0	
		維持補修費	0	0	0		都支支出金	0	0	0	
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0	
		補助費等	6,461	7,335	874		使用料及び手数料	0	0	0	
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与引当金繰入額	96	242	146		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,046	▲ 9,033	13	
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	9,046	9,033	▲ 13		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,046	▲ 9,033	13	
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0	
			特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0			当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,046	▲ 9,033

備考	補助費の内訳は、高齢者民間賃貸住宅入居支援事業が173,500円、高齢者住み替え家賃等助成事業費が7,161,800円である。
----	---

問題	○制度の認知度を上げるために、区報、ホームページ及びチラシ等により周知しているが、回数、方法等の検討が必要である。
----	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区民、不動産業者に向け、区報、ホームページ及びチラシ等により周知していく。	区民、不動産業者に向け、区報、ホームページ及びチラシ等により周知した。	引き続き区民、不動産業者に向け、区報、ホームページ及びチラシ等により周知していく。
②			
③			
他 施 区 状 況 の 実 況	（実施 13 区	未実施 9 区	不明 0 区）
	・ 民間賃貸住宅入居支援事業 5区 ・ 住み替え家賃等助成事業 11区 ・ 住宅契約貸主助成事業 0区		

況 (要 三 議 會 質 問	平成21年一定	防災まちづくりの推進への効果
	平成22年二定	制度の利用拡大について
	平成27年6月会議	助成制度の改善や新規事業も検討し、支援すること。
	平成28年1月会議	所得制限や転宅条件の緩和

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-03-22			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		養護老人ホーム措置			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	
					担当者名		森		内線	
									2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01			養護老人ホーム					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☒ 昭和 ☐ 平成			41年度		根拠			
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		環境上及び経済的理由により居宅において生活を続けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。								
対象者等		環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。								
内容		養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内や近県の施設に入所措置している。 [措置要件] ・原則として65歳以上 ・経済上(生保受給者等)、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者								
経過		昭和41年 老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。 （60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠） 平成18年4月 法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）								
必要性		法定措置事務として、要介護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。								
実施方法		☒ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☒ 臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移				指標に関する説明		
				27年度	28年度	29年度	30年度見込み			目標値(38年度)
	① 措置件数（件）	80	74	71	71	82	短期含む			
	② 措置実施施設数（箇所）	22	20	21	21	22	短期含む			
③ 養護老人ホーム入所者数（人）	20	12	28	28	14	短期含む				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。						

予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			186,087	186,653	181,033	178,597	182,344	175,177	180,226
決算額（30年度は見込み）			172,023	169,664	173,035	175,213	167,923	160,091	180,226
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	措置件数（継続数措置件数）		78	80	80	80	74	71	71
	措置施設数		23	23	22	22	20	21	21
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
賃金	繁忙期事務補助	86	賃金	繁忙期事務補助	81	賃金	繁忙期事務補助	93	
需用費	納付書印刷製本	97	委託料	支払代行事務	408	需用費	納付書印刷製本	98	
委託料	支払代行事務	446	扶助費	措置費	159,602	委託料	支払代行事務	560	
扶助費	措置費	167,294				扶助費	措置費	179,475	

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,962	4,392	430	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	629	489	▲ 140		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	167,294	159,602	▲ 7,692		分担金及び負担金	31,286	28,795	▲ 2,491
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	31,286	28,795	▲ 2,491
		賞与・退職給与引当金繰入額	184	731	547		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 140,783	▲ 136,419	4,364
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	172,069	165,214	▲ 6,855		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 140,783	▲ 136,419	4,364
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	44	0	▲ 44		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	44	0	▲ 44	当期収支差額(e)+(h)	▲ 140,739	▲ 136,419	4,320		

備	扶助費に計上されているのは、養護老人ホーム措置費である。28年度と比較して措置件数が減ったため、扶助費も減少している。
---	---

問題点・
○身寄りがいない高齢者を受け入れる施設であるが、要介護状態となり特養ホームの入所が必要になると契約者となる親族がいないため、区長申立てをせざるを得ない事例が増加しており、既存の入所者及び新規入所者に対して、親族の協力関係の構築等の取組みを強化する必要がある。
○自己負担金の滞納が高額化するケースもあるため、予防的対応を強化する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、施設訪問を行い、被措置者の状態や状況の変化に応じた指導や援助を行う。	ケースワーカーが定期的に施設訪問を行い、被措置者の状態や状況の変化を確認し指導や援助を行った。	引き続き、施設訪問を行い、被措置者の状態や状況の変化に応じた指導や援助を行う。
②	未納債権を発生させないという意識を職員で共有するとともに、マニュアルを活用し滞納を未然に防ぐとともに債権回収を行う。	未納債権を発生させないという意識を係で共有し、マニュアルを活用し滞納を未然に防ぐとともに、債権回収に努めた。	引き続き、未納債権を発生させないために業務マニュアルを活用し滞納を未然に防ぐとともに、債権を回収していく。
③	措置開始時の経済状況から債権の滞納が発生すると考えられるケースの本人負担額のあり方について検討する。	措置費の本人負担額のあり方について検討を行った。	引き続き、措置開始時の経済状況から債権の滞納が発生すると考えられるケースの本人負担額のあり方について検討する。
他区の実況(要旨)	(実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区)

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-03-23			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		特別養護老人ホーム（措置分）			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名 堀	
					担当者名		森		内線 2671	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-02		特別養護老人ホーム						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠法令等		老人福祉法第11条第1項第2号		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度				やむ措置に関する要綱		
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		05		高齢者の住まいの確保				
目的		身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。								
対象者等		本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者								
内容		老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること ＜やむを得ない事由＞ ・本人が家族等の介護放棄等の虐待を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合								
経過		平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数15件 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定								
必要性		法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために必要な事業である。								
実施方法		☒ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 措置件数（継続含む）（件）	3	6	14	14	8				
	② 措置施設数（継続含む）（件）	3	5	9	9	5				
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		法定措置事務として、必要とする高齢者に適切に措置していく。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,131	2,422	3,133	3,000	4,216	2,340	3,042
決算額（30年度は見込み）		2,062	2,421	1,697	2,900	3,042	1,789	3,042
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	措置件数（継続含む）	14	8	6	3	6	14	14
	措置施設数（継続含む）	3	8	6	3	5	9	9

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額		
	行政費用	給与と関係費	4,322	4,756	434	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	3,042	1,789	▲ 1,253		分担金及び負担金	3,042	1,879	▲ 1,163
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,042	1,879	▲ 1,163
		賞与・退職給与引当金繰入額	201	791	590		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,523	▲ 5,457	▲ 934
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	7,565	7,336	▲ 229		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,523	▲ 5,457	▲ 934
	特別費用(g)	197	0	▲ 197	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 197	0	197	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,720	▲ 5,457	▲ 737		

借	扶助費に計上されているのは特別養護老人ホームの措置入所に伴う利用者本人負担分である。
---	--

問題	○措置費自己負担金の支払いが困難な高齢者が多く、債権となるケースが増加しており、自己負担金のあり方や費用徴収の手順等について検討が必要である。
----	---

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	措置先との関係構築に努めるとともに、新たな措置先の確保に努める。	被措置者のモニタリングなどを通じて施設を訪問し関係構築を図った。	引き続き、措置先との関係構築に努める。
②	未納債権を発生させないために業務マニュアルを作成し滞納を未然に防ぐとともに、債権を回収していく。	未納債権を発生させないという意識を係で共有し、マニュアルを活用し滞納を防ぐとともに、債権回収を進めた。	引き続き、未納債権を発生させないために業務マニュアルを活用し滞納を未然に防ぐとともに、債権を回収していく。
③	措置開始時の経済状況から債権の滞納が発生すると考えられるケースの本人負担額のあり方について検討する。	措置費の本人負担額のあり方について検討を行った。	引き続き、措置費の本人負担額のあり方について検討する。
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-03-29			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		入所調整事業			部課名		福祉部高齢者福祉課		課長名	
					担当者名		山根		内線	
									2674	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-06-03			入所調整事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 14 年度			根拠		荒川区特別養護老人ホーム入所指針、老人福祉法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		区内特別養護老人ホーム及び都市型軽費老人ホームについて入所調整業務を行い、入所希望者が公平な基準にしたがって入所できることを目的とする。								
対象者等		【特別養護老人ホーム】入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等 【都市型軽費老人ホーム】身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上的高齢者								
内容		【特別養護老人ホーム】 ・毎年4回の入所調整を行う。（4月末、7月末、10月末、1月末までの申請者を対象とする） ・申込書等を基に、要介護度、介護者の状況、サービス利用状況等の項目に点数をつける。 ・入所調整会議を行い、施設ごとの待機順位を決定し、待機グループ（A:施設入居が必要だと思われる、B:施設入居が望ましい、C:しばらくの間、居宅等での生活継続をお願いしたい）を通知する。 【都市型軽費老人ホーム】 ・入所希望者は、施設に直接、又は高齢者福祉課を経由して施設に入所申込書を提出する。 ・施設は、区の入所要件を満たすことを確認し、名簿登録を行う。 ・空室が出た場合、原則として名簿登録順に面接調査等を行い、施設が入所判定会議等（区職員も参加）により、区の同意を得た上で入所の可否を決定する。 ・重要事項、運営規定等の説明後、施設と入所希望者の間で書面による入所契約を締結する。								
経過		【特別養護老人ホーム】 平成14年8月 国が入所基準のガイドラインを提示。区として区内施設の入所待機者の順位化を実施。 平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、入所指針を制定。（変更点…年1回の実態調査廃止、複数の施設申込受付開始、通知方法を待機順位から待機グループに変更） 平成27年4月 法改正により入所基準が原則として要介護3以上に変更。 平成28年4月 新規申込者や状況変更者の現況を反映するため入所調整を年2回から4回に変更。 【都市型軽費老人ホーム】 平成22年度 厚生労働省省令改正。荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 平成23年度 「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」作成 平成24年度 「荒川区都市型軽費老人ホーム入所に関する指針」の入所要件を一部改訂 平成26年度 福祉推進課より高齢者福祉課に事務移管								
必要性		公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☐ 常勤 ☒ 非常勤 ☒ 臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 特養に入所した人数（人）	146	132	153	153		132		
		② 特養入所待機者数（実人数）（人）	605	600	538	538		600		
③ 都市型軽費老人ホーム定員数（人）/施設数（箇所）	79/5	79/5	79/5	79/5	79/5					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		入所希望者が公平な基準に従って入所できるよう調整業務を継続する。あわせて困難性の高い特養入所希望者が、より早く入所できるよう入所調整を行う。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額						722	784	783
決算額（30年度は見込み）						533	522	783
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	特養に入所した人数	316	130	158	146	132	153	153
	特養入所待機者数	808	812	846	606	600	538	538
	都市型軽費老人ホーム施設数	3	5	5	5	5	5	5
	都市型軽費老人ホーム定員	39	79	79	79	79	79	79

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	繁忙期事務補助	387	賃金	繁忙期事務補助	343	賃金	繁忙期事務補助	620
需用費	通知用封筒	48	需用費	通知用封筒	51	需用費	通知用封筒	51
役務費	郵券	98	役務費	郵券	128	役務費	郵券	112

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,106	2,284	1,178	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	533	522	▲ 11		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	46	380	334		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,685	▲ 3,186	▲ 1,501
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	1,685	3,186	1,501		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,685	▲ 3,186	▲ 1,501
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,685	▲ 3,186	▲ 1,501	

借 物件費を多く占めるのは特別養護老人ホーム入所調整の繁忙期事務補助員の賃金である。

備考	
問題点・課題	【特別養護老人ホーム】 ○在宅での環境や養護者の勤務状況など、在宅生活での困難度が高い入所希望者が、より早く入所できるような仕組みをつくる必要がある。 ○各施設の更なる質の向上を図るため、各施設間において成功事例などの情報を共有する必要がある。 【都市型軽費老人ホーム】 ○入所希望者が少ないため、都市型軽費老人ホームの特徴や各施設の特色等を周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	特養の調査項目について、就労しながらの介護、ダブルケアの方の介護の困難性を点数に反映できるよう改善する。	特養の申請者の状況を、十分に聞き取るようにして、困難性を見極め点数に反映するように努めた。	特養の入所ポイントを改善し、申請者の状況により細かく対応できるようシステムの改善ができないか検討していく。
②	特養相談員連絡会を通し、区と施設及び各施設間での情報共有を図る。	相談員連絡会を年12回開催し、各施設の空き情報の把握や入所調整を行った。	各施設の状況に応じて受入ができるよう、相談員連絡会を活用し、区と各施設間での情報共有を図る。
③	事業者の集まる会議等で都市型軽費老人ホームについて周知していく。	パンフレットの配布など区民や事業者への周知を図った。	引き続き周知活動を行っていく。

他 施 区 状 況 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	〔都市型軽費老人ホーム〕平成29年2月1日現在で施設が開設している区（16区） 新宿、墨田、江東、大田、世田谷、渋谷、中野、北、練馬、足立、江戸川、千代田、目黒、杉並、豊島、板橋

議 会 議 決 議 案	平成15年一定 平成22年四定	特養ホームの入所における重度優先基準の導入の検討について 都市型軽費老人ホームに係る生活保護受給者の入居の考え方について
----------------------------	--------------------	---

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-02			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		高齢者住宅改修給付事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		竹井・古賀		内線 2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-04			高齢者住宅改修給付事業費					
事務事業の種類		●新規事業（○30年度 ●29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成			元年度		根拠			
終期設定		○有 ●無			年度		法令等			
実施基準		○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。								
対象者等		介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する高齢者（所得により負担割合が異なる）で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者。								
内容		1 高齢者住宅改修予防給付（①～⑥介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） ①手すり取付 ②床段差解消 ③滑り防止・移動円滑化等の床材変更 ④引戸等への取替 ⑤洋式便器等への取替 ⑥その他付帯工事 2 高齢者住宅設備改修給付 ①浴槽の取り替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円（都の補助基準と同額） ②流し、洗面台の取り替え及び付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円（都の補助基準と同額） ③便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円（都の補助基準と同額） 3 高齢者住宅設備等新設給付（生活スペース移設）：基準額 991千円（区独自基準） （1階床の新設 350千円、浴槽・流し・便器の新設 上記住宅改修と同額） 4 高齢者転倒防止用手すり設置給付：基準額 5万円（区独自基準）								
経過		平成元年度 荒川区高齢者住宅改造費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改造が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分） 平成29年度 「住宅設備等新設給付」と「転倒防止用手すり設置給付」の2種目を追加（平成29年12月1日から受付開始）								
必要性		介護保険対象外の高齢者について予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 申請→訪問調査（転倒防止給付は省略）→工事計画書の提出→改修費助成決定→工事着工→工事完了→完了調査→助成金支出								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
		① 予防給付件数（件）	19	8	15	18	18			
		② 設備改修件数（件）	81	89	72	88	90			
③ 転倒防止用手すり設置給付件数（件）	0	0	25	887	120	平成29年12月制度開始				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
推進		推進		介護給付制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図る。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		31,258	48,280	35,708	35,387	28,190	35,253	69,820
決算額（30年度は見込み）		31,202	22,332	20,726	18,837	16,760	18,801	69,820
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	予防給付件数	17	18	10	19	8	15	18
	設備改修給付（浴槽、流し等、便器）件数	139	96	93	81	89	72	88
	設備新設給付件数	-	-	-	-	-	1	10
	予防給付（少額手摺取付）件数	-	-	-	-	-	25	887

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	専門相談員の報償費	631	報償費	専門相談員の報償費	581	報償費	専門相談員の報償費	947
	住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	23
役務費	決定通知等郵送料	2	役務費	決定通知等郵送料	3	役務費	決定通知等郵送料	123
扶助費	住宅改修予防給付事業	900	扶助費	住宅改修予防給付	2,070	扶助費	住宅改修予防給付	3,200
	住宅設備改修給付事業	15,227		住宅設備改修給付	14,325		住宅設備改修給付	18,427
				住宅設備等新設給付	797		住宅設備等新設給付	8,820
				転倒防止用すり設置給付	1,025		転倒防止用すり設置給付	35,528

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,211	5,710	2,499	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	2	4	2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	11,071	10,267	▲ 804
		扶助費	16,127	18,217	2,090		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	631	581	▲ 50		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	11,071	10,267	▲ 804
		賞与・退職給与引当金繰入額	355	1,113	758	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,255	▲ 15,358	▲ 6,103	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	20,326	25,625	5,299	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,255	▲ 15,358	▲ 6,103	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,255	▲ 15,358	▲ 6,103			

備考	行政費用の「扶助費」は、住宅改修給付に係る支給額 29年度から給付種目追加により、担当職員1名増
----	---

問題点・	○制度を有効に活用し、自宅での自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。 ○住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮する必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新たな追加給付種目を円滑に実施する。	新設給付及び転倒防止給付の2種目を拡充し、制度の充実を図った。	予防給付については、理学療法士とともに現地調査を行い、現状を確認したうえで適切な給付を行っていく。
②			必要な改修を最短の期間で行えるよう、相談から現地調査、審査決定までの工程を円滑に進めていく。
③			
他 状況 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。 なお、設備改修給付（要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付）実施は22区、予防給付（要介護認定結果が自立の方を対象とした給付）実施は20区。転倒防止給付は0区、住宅設備等新設給付は1区		
	13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について 14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて 24年決特 高齢者住宅改修の助成条件について（要介護認定の必要性について）		

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-19			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		住宅改修費			部課名		福祉部介護保険課		課長名	
					担当者名		藤澤		内線	
									2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		住宅改修費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠法令等		介護保険法第45条、第57条		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		05 高齢者の住まいの確保						
目的		居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。								
対象者等		要介護・要支援認定者								
内容		利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。 ・対象となる工事：手摺の取付、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 ・申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週間～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。								
経過		平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。								
必要性		介護保険法の規定により必須の事業								
実施方法		☒ （1直営） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 支払方法（給付券方式） 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式） 利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者に支払う								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 給付券方式の支払件数比率（%）	84.6	86.2	86.4	86.4	86.4	給付券方式の申請書受理件数／年間受理件数（全）			
	② 給付券払（件）	583	602	658	736					
③ 償還払（件）	106	96	104	116						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		80,599	83,147	85,694	71,572	75,872	82,514	73,237
決算額（30年度は見込み）		65,682	61,614	62,110	59,925	62,208	66,469	73,237
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	手すりの取付け(件)	684	677	656	647	665	701	
	床段差解消(件)	150	111	121	95	94	99	
	滑り止めの防止(件)	16	14	14	21	28	36	
	引き戸等への取替え(件)	92	70	70	66	62	80	

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			28年度	29年度	差額	勘定科目			28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	62,208	66,469	4,261		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 62,208	▲ 66,469	▲ 4,261		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	62,208	66,469	4,261	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 62,208	▲ 66,469	▲ 4,261				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 62,208	▲ 66,469	▲ 4,261					

借 行政費用の「補助費等」は、住宅改修に係る介護給付支給額

問題点 ○事業所によって住宅改修の施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。今後、国が示す予定となっている見積書類の様式など、住宅改修内容の適正化に向けた国の動向を注視していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き窓口の書類確認にて改修工 事の適正化に努めていく。	申請書類処理時に工事費が特に高額 である場合は、業者にその内訳の詳 細を聞き適正な工事であるか確認し た。	事業者に対して、住宅改修の適正 化の内容について周知を図ってい く。
②			
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）